

# <教育ローン>商品概要説明書

平成 28 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	しんきん教育プラン
2. ご利用いただける方	就学する本人または子弟を持つ父母・祖父母・扶養されている親族の方で、下記の条件を満たしている方 ・ 満20歳以上で安定継続した収入のある方 ・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・ 当金庫の営業区域内に住所または居住を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている方
3. 対象学校	・ 国内・海外を問わず、学校と呼称されるものが対象となります 【例】大学院(法科大学院含む)/大学/短期大学/専修学校/各種学校(予備校・専門学校含む)/高等専門学校/高等学校/中学校/小学校/幼稚園/保育園等
4. お使いみち	①就学する学校等への1年分の納付金 ②就学にかかる1年分の付帯費用(100万円以内) ③教育ローンの借換資金および借り換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料 ※①、②は、申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金もご利用いただけます
5. ご融資金額	・ 1,000万円以内
6. ご利用期間	・ 3ヵ月以上16年以内
7. ご融資利率	・ 当金庫所定利率
8. ご返済方法	・ 元金均等または元利金均等払 (ご融資金額の50%の範囲内でボーナス併用も選択できます) ・ 元金返済据置期間は卒業予定月まで可能
9. 保証人・担保	・ (一社)しんきん保証基金の保証となりますので不要です
10. 保証料	・ お利息には(一社)しんきん保証基金所定の保証料が含まれておりますので、保証料を別途お支払いいただく必要はありません。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

12. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>• お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください</li><li>• 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい</li></ul>
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------